



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 について（申請期間の延長【令和4年3月末まで】 と再支給が可能となりました）

令和3年7月1日から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請を受付しているところですが、令和3年11月30日の省令改正により、申請期間が令和3年11月30日から令和4年3月31日まで延長されました。

- 申請受付 桐生市役所 1 階（福祉課）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
- 受付期間 令和 3 年 7 月 1 日（木） ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日（木）
- 対 象 者 都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等で、収入や資産、求職等の要件を満たす世帯。
- 支 給 額 単身世帯：6 万円 2 人世帯：8 万円 3 人以上世帯：10 万円
- 支給期間 初回支給（最大3か月）に加え、再支給（最大3か月）が可能となりました。
※再支給も申請が必要です（該当すると思われる方へ申請書類等を郵送します）。
- 内 容 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を借り切った方に、支援金を支給してまいりましたが、申請期間が令和4年3月31日まで延長されました。

令和4年1月以降については、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付をいずれも借り切った方へも、収入や資産、求職等の要件を満たせば、自立支援金を支給します。



【問い合わせ】

保健福祉部福祉課社会福祉係
担当 吉田 渡邊
TEL 0277-46-1111（内線271・285）